会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項に定める事後備置書類
（吸収分割に関する事後備置書類）

株式会社システムソフト

2025 年２月 28 日

会社法第 791 条第１項及び第 801 条第３項に定める事後備置書類
（吸収分割に関する事後備置書類）

東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
株式会社システムソフト
代表取締役　オンゴール・パヴァン

株式会社システムソフト（以下、「分割会社」といいます。）と株式会社ティーケーピー（以下、「承継会社」といいます。）は、2024 年 12 月 26 日に締結した吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025 年２月 28 日をもって、分割会社および APAMAN 株式会社が行うレンタルオフィス、コワーキングスペース、バーチャルオフィス、会議室、イベントスペースおよびフランチャイズ事業および fabbit が行うコンサルティング事業（専門家等の紹介、M&Ａ支援、上場支援、資金調達支援、スタートアップや中小企業の経営支援、出資に関する支援、アクセラレーションプログラムおよびそれらに関する事業は除く。以下、「本件事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する事後開示事項は、下記のとおりです。

１．本件分割が効力を生じた日

2025 年２月 28 日

２．分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

（１）　反対株主の差止請求について（会社法第 784 条の 2）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。

（２）　反対株主株式買取請求手続について　（会社法第 785 条）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。

（３）　新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

本件分割に際して新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第 787 条の規定に基づく、新株予約権者への通知又は公告は行っておりません。

（４）　債権者異議手続について（会社法第 789 条）

会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に異議があれば１ヶ月以内に申述するよう 2025 年１月 24 日付けの官報及び同日付けの電子公告により、債権者に対して公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

３．承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

（１） 反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の２）

会社法第 796 条の 2 に基づき、承継会社に対して本件分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

（２） 株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく株式の買取り請求はありませんでした。

（３） 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

会社法第 799 第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に異議があれば１ヶ月以内に申述するよう 2025 年１月 24 日付けの官報及び同日付けの電子公告により、債権者に対して公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

４．本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約書に基づき、本件事業に関する権利義務を承継いたしました。

５．会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年３月３日（予定）

６．前各項に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上